

近年、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、地域と関わる機会の少ない人が増加しています。市民協働のまちづくりを目指す松原市に昔から続いている地域のつながりは欠かせません。今回の特集では地域の活動の中心を担う町会について紹介したいと思います。

地域の絆を大切に！ 知っていますか？ 町会のこと

町会の役割

町会は、住民同士の連携や交流を図り、地域の福祉、環境、防犯、防災など、快適で住みよい地域をつくることを目的に地域の皆さんが自主的に組織する団体です。

防犯灯や下水道などの生活環境が整備されていなかった時には、町会はそれらの改善を行政に対して要望するなど、組織力をいかしながら、地域住民の生活に関する課題の解決を担ってきた面もありました。現在、生活環境は向上しましたが、時代とともに変化する地域課題に取り組むという点では、町会の目的は今も昔も変わっていません。

災害から地域を守り、また子どもを狙った犯罪を防ぐなど、安心・安全のまちづくりには地域住民の連携、協力が不可欠であり、住民自治組織の基礎である町会の果たす役割はますます重要になっていきます。

地域のつながりで 災害に強いまちづくり

自分たちのまちの事は自分たちが一番よく知っていると思います。よく知っているからできる取り組みがたくさんあります。例えば夏によく発生するゲリラ豪雨の対策。ゲリラ豪雨は短時間に大量の水が排水溝に流れるため、ゴミがあると排水が遅くなり、浸水被害が懸念されます。「この排水溝はゴミがたまりやすく、大雨が降ればすぐに詰まる」など問題がある個所の掃除ができていれば浸水被害が減り被害を最小限に抑えることができます。地域の活動が災害から住民や財産を守ることもできる事例です。

大規模災害時で地域のつながりが生かされた事例もあります。阪神・淡路大震災の被災地では、地域住民の自主的な救助・救護活動が被害の拡大を防ぎ、東日本大震災の被災地では、住民同士の助け合いや声の掛け合いが、多くの命を救い、励みになったといえます。

地域のつながりから地域の問題を把握し、自分たちで弱い部分を改善していく。市民の皆さんと行政の協働で住みよい、安心・安全なまちを目指しましょう。

知っておきたい！町会のこと地域のこと

Q&A

Q 町会には加入しないといけないの？

A 町会に加入することは強制されるものではありませんが、いざというとき真っ先に助け合うためにも、地域の町会に加入し、行事などにも参加して普段から交流を図っておくことが大切です。

Q 町会は市役所の関係団体では？

A いいえ、違います。市から広報紙の配布や市の事業への協力をお願いすることはありますが、基本的に市役所とは別の「地域住民による自主的な集まり」です。

Q 市が町会に対して補助を行っているような制度ってあるの？

A 町会運営報償金と防犯灯を設置している町会には電気代の補助があります(年1回)。また、防犯灯を新規に設置する時や公民館の新築・改築時にも補助の制度があります。

Q 町会活動が負担になるので脱退したいんだけど…。

A 町会の加入・脱退はあくまで本人の自由です。従って「脱退したいと町会の人に相談すると強く断られて困っている」という相談を市役所で受けることがあります。町会を脱退したい人に対しては節度ある対応をお願いします。また、町会活動が負担になりすぎないように役割分担を見直すなど、皆が暮らしやすいまちを目指しましょう。

Q 町会に入ってもメリットがないのでは？

A 防犯灯の管理、ごみステーションの管理、安心・安全への取り組みなど日常生活に深く関わりのある部分も町会で担っています。これらの活動は町会に入っていない人もメリットを受けていることとなります。一人ひとりの協力で住みよいまちづくりをしていくのがあるべき姿ではないでしょうか。

5月は消費者月間です

消費者トラブル回避には

一人ひとりの心がけ

今年の消費者月間のテーマは「学ぶことから始めよう 自立した消費者にむけて」です。商品を購入したり、サービスを契約したりと、消費生活と現代社会は切っても切れない関係にあると言えるでしょう。消費が活発になればトラブルも多発します。詐欺の手口は年々巧妙化し、中でも商品購入時や購入後のトラブルが跡を絶ちません。

「自立した消費者」とは契約をする前や、商品を手にする時に、少し考えることができる消費者です。日々の消費生活について少し考えてみましょう。

詐欺はここまで巧妙に！

劇場型詐欺「買え買え詐欺」

複数の人により、投資会社の社員、銀行員、別の会社員など役割を分担して、巧妙に話を進めます。パンフレットやホームページも立派なものを作り、抜かりはありません。もし被害にあいそうになったとき、あなたは気付けるでしょうか。

★詐欺の手口

自宅にA社のパンフレットや申込書が封筒で郵送されます。勧誘業者であるB社が「A社の社債を欲しがっている人がいるので代わりに購入してもらえませんか？」などと勧誘してきます。場合によってはB社以外からも購入させてほしいと電話が入り、信用してA社の社債を購入し、B社へ連絡するとまったく通じず、A社も連絡がとれなくなってしまいます。

★対処方法

- うますぎる話には乗らない！
- 理解できない内容や商品には、手をださない！
- すぐにお金を振り込むのではなく、専門家や周りの人に相談する！

昨年は上記のような内容の相談が全国で1万件以上ありました。悪質な業者は、さまざまな手法で消費者を狙っています。少しでもおかしいと思ったら松原市消費生活相談コーナー(☎337-3080)までご相談ください。

情報を手に入れ、学ぶことから始めよう



消費者トラブルから身を守るためには少し考える余裕が必要で、情報を得て、学ぶことが大切です。消費生活について少し関心をもってみませんか。

消費生活相談コーナー（松原市ホームページ）
<http://www.city.matsubara.osaka.jp/6,0,59,307.html>
 <トップページ>→<暮らし>→<相談>→<消費生活>

消費者庁
<http://www.caa.go.jp/>

独立行政法人製品評価技術基盤機構
 製品の安心・安全に関する情報発信をしています。
<http://www.nite.go.jp/>

松原市のメール配信サービスでは市内で多発している消費者被害の情報を発信しています。
 松原市安全安心メール配信登録
<http://www.ikkr.jp/mackey/>

独立行政法人 国民生活センター
<http://www.kokusen.go.jp/>

国民生活センター「見守り新鮮情報」と「子どもサポート情報」は、全国で多発している被害を紹介しているメールマガジンです。
<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/index.html>